

桑名市労務費ダンピング調査実施要領

制定 令和 8 年 9 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、桑名市（桑名市教育委員会及び桑名市上下水道部を含む。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事という。以下同じ。）の入札において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条の規定に基づき、労務費ダンピング調査（以下「調査」という。）を行う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 設計金額が50万円以上の建設工事で一般競争入札に付するものを調査の対象とする。ただし、労務費の積算が正確にできない建設工事の場合は、この限りでない。

(入札参加者への周知)

第 3 条 前条に規定する対象工事の公告において、この要領に基づく調査を実施する旨を明らかにするものとする。

(調査基準)

第 4 条 この要領による調査の対象とする基準（以下、「一定水準」という。）は、次の各号に掲げる建設工事について、当該各号に定める算出式により算出した額（その額に 1 万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 建築工事以外の建設工事 発注者が積算した直接工事費 $\times 0.97$

(2) 建築工事 発注者が積算した直接工事費 $\times (1 - 0.1) \times 0.97$

2 前項の建築工事は、公共建築工事積算基準を適用する建設工事とする。

(調査)

第 5 条 入札事務を所管する部署（以下、「入札執行課」という。）は、第 2 条の対象工事において、入札時に落札候補者（以下、「調査対象者」という。）が提出した工事費内訳書に記載の直接工事費が前条の規定により算出した一定水準以上であるかを確認する。

2 入札執行課は、前項の確認の結果、一定水準を下回った場合は、その理由を求めるため、様式第 1 号により調査対象者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた調査対象者は、様式第 1 号に記載の提出期限までに理由書（様式第 2 号）を提出しなければならない。この場合において、提出期限までに当該理由書が提出されなかったときは、入札執行課は、合理的な理由がないものとみなして処理することができるものとする。

4 入札執行課は、調査対象者から前項の理由書が提出されたときは、様式第 3 号により速やかに当該対象工事の積算を行った部署（以下、「工事担当課」という。）に当該理由書の内容の確認を求めるものとする。

5 工事担当課は、入札執行課から前項の求めがあったときは、第 3 項の規定により提出された理由書の内容に合理的な理由があるかを確認し、調査の結果を様式第 4 号により

入札執行課に報告するものとする。

（改善要請等）

第6条 入札執行課は、前条第5項の規定による調査の結果、合理的な理由が確認できない旨の報告があったとき又は提出期限までに調査対象者から前条第3項の理由書が提出されなかったときは、当該調査対象者に対し、様式第5号により労務費ダンピング調査の結果に基づく改善要請を行った上で、様式第6号により国土交通省中部地方整備局に設置の建設業法令遵守推進本部（建設Gメン）に必要な情報を通報するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の規定は、令和8年10月1日以後に公告する入札から適用し、施行日前までに公告した入札については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条第2項関係）

第 号
年 月 日

（住 所）
（商号又は名称）
（代表者名） 様

桑名市長
（公印省略）

労務費ダンピング調査に係る理由書の提出について（通知）

令和 年 月 日に開札した〇〇工事において、貴社が提出した工事費内訳書の
直接工事費が一定水準を下回っているため、下記のとおり理由書を提出してください。

記

1 提出期限

令和 年 月 日（通知日の翌日から起算して3開庁日目）

2 提出様式

様式第2号「理由書」

3 留意事項

本件理由書を提出しない場合、入札の無効（失格）となるほか、指名停止等の措置を
講じる場合があります。

【問合せ先】

桑名市役所〇〇部〇〇課
電話：

年 月 日

（宛先）桑名市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

（署名又は記名押印）

理 由 書

令和 年 月 日開札の〇〇工事において提出した工事費内訳書の直接工事費が一定水準を下回った理由は、以下のとおりです。

理 由	回答欄
一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。	
発注者が想定している工法とは異なる工法（又は新技術・新工法、I C T 施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。	
過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。	
下請けからの見積が一部材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。	
【その他の理由】	

※ 該当する理由の回答欄に「○」を付けてください。
なお、いずれの理由にも該当しない場合は、「その他の理由」欄に合理的な理由を明確に記入してください。

担当者名 : _____
電話番号 : _____

様式第3号（第5条第4項関係）

年 月 日

〇〇部〇〇課長 様

〇〇部〇〇課長

労務費ダンピング調査の実施について（依頼）

令和 年 月 日に開札した〇〇工事について、下記のとおり労務費ダンピング調査を実施願います。

記

1 調査対象業者

〇〇〇〇

2 調査実施理由

調査対象業者が提出した工事費内訳書の直接工事費が一定水準を下回ったため。

3 調査期限

年 月 日（ ）

4 報告様式

様式第4号「労務費ダンピング調査の結果について（報告）」

5 添付資料

（1）工事費内訳書（入札時提出用）

（2）調査対象業者から提出された「理由書（様式第2号）」

【事務担当】

〇〇〇〇係 〇〇

電話：

年 月 日

（宛先）〇〇部〇〇課長

〇〇部〇〇課長

労務費ダンピング調査の結果について（報告）

令和 年 月 日付で依頼のありました労務費ダンピング調査について、下記のとおり結果を報告します。

記

1 調査対象工事

〇〇工事（開札日：令和 年 月 日）

2 調査対象業者

〇〇〇〇

3 調査結果（該当する事項にレ点を記入）

☐ 十分な労務費を考慮したと判断できる合理的な理由が確認できた。

☐ 十分な労務費を考慮したと判断できる合理的な理由が確認できなかった。

4 上記判断理由

【事務担当】

〇〇係 〇〇

電話：

第 号
年 月 日

（住 所）
（商号又は名称）
（代表者名） 様

桑名市長
（公 印 省 略）

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請について（通知）

令和 年 月 日に開札した〇〇工事における労務費ダンピング調査の結果、貴社が行った入札については、十分な労務費を考慮したと判断できる合理的な理由が確認できませんでした。

については、今後の入札において、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、合理的な理由なく労務費を削減しないよう、要請します。

【問合せ先】

桑名市役所〇〇部〇〇課
電話：

第 号
年 月 日

国土交通省 中部地方整備局
建設部 建設産業課長 様

桑名市〇〇部〇〇課長

労務費ダンピング調査の結果について（通報）

桑名市発注の工事の入札において、労務費ダンピング調査を実施しました結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められない事例がありましたので、下記のとおり通報します。

記

- 1 該当業者
（住所）
（商号又は名称）
（代表者名）
- 2 建設業許可番号
- 3 工事名
〇〇工事（開札日：令和 年 月 日）
- 4 労務費ダンピング調査における「一定水準」の考え方
直接工事費に0.97を乗じる。
- 5 添付資料
 - (1) 入札経過表
 - (2) 工事費内訳書（入札時提出用）
 - (3) 労務費ダンピング調査の結果
 - (4) 理由書
 - (5) 金入り設計書
 - (6) その他関係資料

【事務担当】

桑名市役所〇〇部〇〇課
〇〇〇〇係 〇〇
電話：